

IPC-Rの付与実態から見た問題点と効果

知的財産情報検索委員会
第 1 小委員会*

抄 録 リフォームドIPC (IPC-R)¹⁾ が発効して早3年が経過したが、特許調査においてIPCを利用すると、どんな効果が期待できるのか、またどのような点に注意しなければならないのか、未だわからないことが多い。当小委員会では、三極特許庁のIPC-Rの付与状況を分析することで、その実態を把握することとした。Concept of Operations for The Reformed IPC (CONOPS)²⁾ の翻訳、および日本特許庁 (JPO) との意見交換会により、IPC-Rの規則、運用について認識を新たにすることができた。更に、それらを通して出てきた課題を切り口として、IPC-Rの付与状況に関するデータ検証を行い、その結果、筆頭分類に関する大きな問題があること、IPC-Rの検索上の効果を明らかにすることができた。

目 次

1. はじめに
2. IPC-Rのルール
3. JPOにおける対応
4. データ検証の方針
5. IPCに関するDB機能調査
6. データ検証1：三極の筆頭付与状況
7. データ検証2：JPOの筆頭付与実態
8. データ検証3：三極の公報記載IPC、再分類IPCに関する分析
 8. 1 三極付与IPCに関する統計的分析
 8. 2 事例検討
 8. 3 データ検証3のまとめ
9. 結 論
10. おわりに

1. はじめに

日本特許庁 (JPO)、欧州特許庁 (EPO)、米国特許商標庁 (USPTO) にとって、IPC-Rの究極の目的は、各々の独自分類であるFI³⁾、ECLA⁴⁾、USPC⁵⁾を統合することである。しかしながら、JPOが日本特許の検索にはFI、F

ターム⁶⁾の利用を推奨しており、また、各国のIPCデータを一元管理しているMCD⁷⁾のIPCデータが取り込まれた日本の特許データベースの数が少ないことから、日本においては、IPCによる検索は消極的というのが実情である。そのため、IPC-Rのメリットを活かした検索ノウハウが蓄積されないばかりか、IPC-Rがどんなものであるかという基本的な知識さえも十分に浸透しているとは言えない状況であるように思う。

当小委員会は、2008年度の活動として、ユーザの立場から、IPC-Rの付与実態を調査し、検索に利用する際の問題点と効果について検討することとした。

本稿は、その検討結果を報告し、IPCの利用推進の一助とすることを目的としている。

2. IPC-Rのルール

IPC-Rのルールを正しく理解するためにIPC-

* 2008年度 The First Subcommittee, Intellectual Property Information Search Committee

Rの規則および運用について記述されたCONOPSを翻訳しながら、内容を詳細に検討した。世界知的所有権機関(WIPO)より提供されている原文はかなりのボリュームがあるが、ここではその中の主なものについて解説する。

IPC-Rと従来のIPC(IPC7版以前)との最も大きな違いは以下の2点である(CONOPS § I)。

(1) すべての特許文献をIPCが改定されるたびに分類しなおし(再分類), それゆえ, 既発行情報についても最新のIPCで検索可能となる。

(2) コアレベルとより詳細なアドバンスレベルの二つの分類形式があり, 各国の実情に応じて選択できるようになった。(尚, 2011年よりアドバンスレベルに統一される予定。)

再分類されたすべてのIPCデータは, データベースMCDに格納される。

アドバンスレベルの文献は膨大であるため, IPCの再分類はシンプルファミリー⁸⁾ 毎に行われる。即ち, シンプルファミリーのうちの1つの文献に対して再分類を行い, 他のメンバに同じ分類を付与するものである。

2006年以降に新たに公開された文献については, 文献毎にIPCデータが各国特許庁から

MCDに送られ蓄積されるが, それまでの公開文献(バックファイル)については, シンプルファミリー毎に再分類されたIPCデータのみが蓄積されている。バックファイルの作成は, JPO, ロシア特許庁およびスペイン特許庁が, 自国分の再分類を行い, 他の国の文献はEPOが行った。

現在運用中の再分類については, ファミリーのない文献に対しては, 日本と米国の分はそれぞれJPO, USPTOが行い, その他の文献はEPOが行っている。ファミリーのある文献については, 優先権で分担を決めており, 優先権が米国とオセアニアにあるときは, USPTOで行い, 欧州とアフリカのときはEPO, 日本とアジアのときはJPOで行われる。三極以外の特許庁においても, 自国発行の文献に対しては再分類を行うこともあるが自国に最初に出願したものに限られる。

IPCデータは50桁からなり, 以下の情報を含んでいる(表1参照)。

- ① セクション
- ② クラス
- ③ サブクラス
- ④ メイングループ
- ⑤ サブグループ
- ⑥ バージョン情報

表1 Standard ST8. 分類記号および様式の定義(50桁)(Annex III)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50		
G	0	6	F																2	0	0	6	0	1	0	1	A	F	I	2	0	0	7	1	2	1	3	B	H	U	S										
H	0	1	L																2	0	0	6	0	1	0	1	C	L	I	2	0	0	5	1	2	2	0	R	M	J	P										
←Section(セクション)																																																			
←Class(クラス)																																																			
←Subclass(サブクラス)																																																			
←Main Group(メイングループ)																																																			
←Slash(スラッシュ)																																																			
←Subgroup(サブグループ)																																																			
←For future use(空白4)																																																			
←Version indicator(バージョン情報)																																																			
Classification level(Cコア, Aアドバンス, Sサブクラス)→																																																			
First or later position of symbol(F第1発明情報, Lそれ以外)→																																																			
Classification value(1発明情報, N非発明情報)→																																																			
Action date(分類された日付)→																																																			
Original or reclassified data(Bオリジナル, R再分類)→																																																			
Source of classification data(H人, M機械, Gソフトウェア)→																																																			
Generating office(作成庁)→																																																			
For future use(空白8)→																																																			

- ⑦ C：コア，A：アドバンスト，S：サブクラス
- ⑧ F：第1発明情報（筆頭分類），L：それ以外
- ⑨ I：発明情報，N：非発明情報
- ⑩ 分類された日付
- ⑪ B：オリジナル，R：再分類
- ⑫ H：人，M：機械，G：ソフトウェア
- ⑬ 作成庁

ここに，すべてのIPCデータは，⑧の第1発明情報（筆頭分類）かそれ以外か，⑨の発明情報か非発明情報かを共に示さなければならないと明記されている。

2006年からコアレベルの改定は原則3年ごとに行われ，アドバンストレベルについては逐次行われるので，コアレベルとアドバンストレベルの両立について，齟齬がおきないように手順が定められている（CONOPS § II）。

また，IPC-Rを理解するために参考とした資料を参考文献として末尾に記載している。

3. JPOにおける対応

IPC-RへのJPOの対応状況や認識を確認するため「IPC-Rに関する質問事項」を事前に提出し，2008年7月30日にJPO（調整課分類企画班）と意見交換会を行った。以下に，日本における運用に関してJPOから受けた説明の一部を記載する。

(1) 筆頭分類の識別

JPOでは，筆頭分類か否かを示すインディケータである「F（筆頭）/L（筆頭以外）」を公報発行時，再分類時ともに付与している。FIからIPCを振るが，IPC7版までの時と同様に，審査室の振り分けも行っており，筆頭の情報を持っている。

(2) IPCの改正および分類付与手順

IPC改正の際のJPOにおけるフローを図1に示す。まず，IPCの改正内容が決まった段階でIPCと一対一になるようなダミーのFIを作成し，人手により再分類する。各国のIPC再分類作業が完了し，IPCが改正されるときに，ダミーFIからIPCにマシンコンコードダンス⁹⁾を行う。最終的には，ダミーFIの記号もIPCにあわせて変更するので，将来的には，IPCとFIは同じ記号になっていく。

JPOではIPCの再分類処理は知的再分類（人手による再分類）を実施している。

また，IPC改正時にFIよりも細かな分類記号ができた場合は，IPCに合わせてFIを一対一になるように改正する。

(3) 筆頭分類の選択

公報記載の筆頭分類は，発明情報の中で最も的確に技術内容を表しているものを選んでいく。これは，審査室を決める際も利用している。公報への記載順については，筆頭分類を一番上

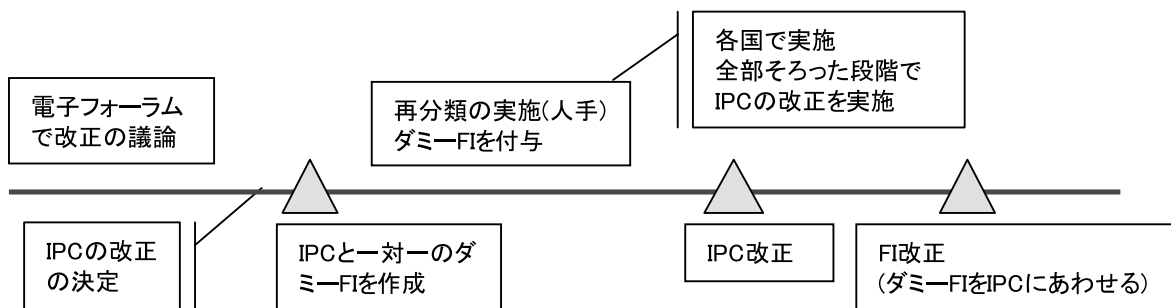


図1 JPOにおけるIPC改正フロー

に記載しているが、分野により固有の規則を設けている場合もある。

再分類においても、JPOが持っている筆頭の情報に基づいて筆頭分類を決定している。

(4) IPCとFI, Fタームの位置づけ

日本はストラスブール協定に加盟しており、IPCは正式な分類として扱っている。但し、IPCとFIの分類数（分類の細かさ）から、国内の文献を検索するツールとしてはFI, Fタームの方が優れている。一方、海外の文献を検索するにはIPCの方が使いやすい。状況に応じて利用して欲しい。

4. データ検証の方針

JPOとの意見交換会で、JPOでは、IPC-Rにおいても公報発行時、再分類時ともに筆頭分類を付与していることが確認できた。

2006年当時、IPC-Rについて、JPO初め、データベースベンダ等、各方面で説明会が開催された。その中で、「IPC-Rでは筆頭分類は無くなった。」という説明を受けたと記憶しているユーザは多く、その認識は、CONOPSの記載内容およびJPOでの対応とは異なるものとなる。

情報の出所について調査した結果、JPOの発行資料（HP等を含む）からは筆頭分類の付与を中止したとの記載は発見できなかった。しかしながら、EPOの二つの資料「epidos news」（2005年10月）、「Patent information news」（2006年2月）、およびオンライン情報サービスSTN¹⁰のセミナー資料（2006年3月）に主分類／副分類あるいはF/Lの区別が無くなったとの記述があるのを発見した。

これらのことから、筆頭分類に関するJPOとEPOの見解が異なっていることがわかり、実際のデータはどうなっているのかという疑問が持ち上がった。そこで、当小委員会は、三極特

許庁が実際にどのようにIPCを付与しているかデータ検証することとした。データ検証の切り口は以下の3点である。

- ① 三極の筆頭分類付与状況
- ② JPOの筆頭分類付与実態
- ③ 三極の公報記載IPC, 再分類IPCに関する分析

更に、これらからMCDにて管理されるシンプルファミリー単位のIPCデータおよび再分類データの検索上の効果も検証できると考えた。

5. IPCに関するDB機能調査

三極特許庁におけるIPC筆頭分類付与の実態についてデータ検証を行うに当たり、まず、検証に最適なデータベースを選択するための調査を行った。対象としたデータベースは、三極特許庁およびWIPOの検索サイト、およびいくつかの商用データベースである。

調査は、IPC関連の細かい検索やデータ抽出が可能かどうかという観点で行った。具体的には、次の二つの観点である。

I. 「公報記載IPC」、「再分類IPC」および「MCD最新IPC（＝公報記載IPC＋再分類IPC）」の三者を区別して（即ち、これらを検索キーとして指定して）検索が行えるかどうか。

II. 特許案件（出願案件）を指定して、上記それぞれのIPCを表示できるか。

その結果、JPOの検索サイト（IPDL）では、公報記載IPCは検索・表示が可能であるが、再分類IPCは検索・表示とも不可能であった。また、USPTOの検索サイトについても同様であった。

一方、EPOの検索サイト（esp@cenet）ではMCD最新IPCは検索・表示が可能であるが、公報記載IPCのみ、あるいは再分類IPCのみを指定しての検索はできなかった。

次に、日本国内から利用可能ないくつかの商用データベースについて、上述の各IPCの検

索・表示ができるかどうか調査した。その結果、次の四つの類型に分けられることがわかった。

- ① MCD最新IPCのみ検索・表示可能
- ② 各国特許庁による最新IPCのみ検索・表示可能
- ③ 公報記載IPCのみ検索・表示可能
- ④ 公報記載，MCD最新IPCの両方について検索・表示可能

これらの商用データベースの中から，今回の我々のデータ検証においては，INPADOCDB¹¹⁾ (STN) を使用することとした。その理由は，出願単位（国別）のレコード構成であること，および，検索に当たって詳細な指定ができること，例えば，筆頭か否か（F/L），オリジナルか再分類か（O/R），付与庁等の属性を組み合わせることで指定できることである。

6. データ検証1：三極の筆頭付与状況

前章で選択したINPADOCDB（STN）を用いて，

A. IPC-R発効後（2006年以降）発行の各国公開公報記載IPCの筆頭付与率

B. 各庁が付与した再分類IPCの筆頭付与率（付与対象公報の発行国・種別は問わない）の解析を行った。

筆頭付与率は，

- ①：IPCデータが存在する各国レコード数
- ②：①においてFインディケータが存在する各国レコード数

とした上で，

筆頭付与率=②/①の式により算出した。

その結果を図2に示す。

Aの結果より，三極とも公報発行時には筆頭分類を付与しているが（CONOPSルール2.3どおり），Bの結果より再分類時にはEPOとUSPTOは筆頭分類を付与していない（CONOPSルール2.5.6に反する）ことが明らかになった。

従って，IPC-Rにおいても，公報記載IPCであれば，IPC7版以前と同じく筆頭分類の検索は可能であるが，再分類IPCで筆頭分類の検索を行うと，特にワールドワイドのデータベースでは，正しい結果を得られない可能性が高い。

さらに，EPOとUSPTOが筆頭分類を付与しないことの影響について検討すべく，三極特許庁の再分類データの分担状況をINPADOCDB（STN）を用いて調査した。結果を図3に示す。

これによると，EPOは約3500万件の再分類を担当しているが，これはJPOの約2倍，USPTOの約100倍の値である。よって，EPOが再分類データに筆頭を付与しないことはIPC-

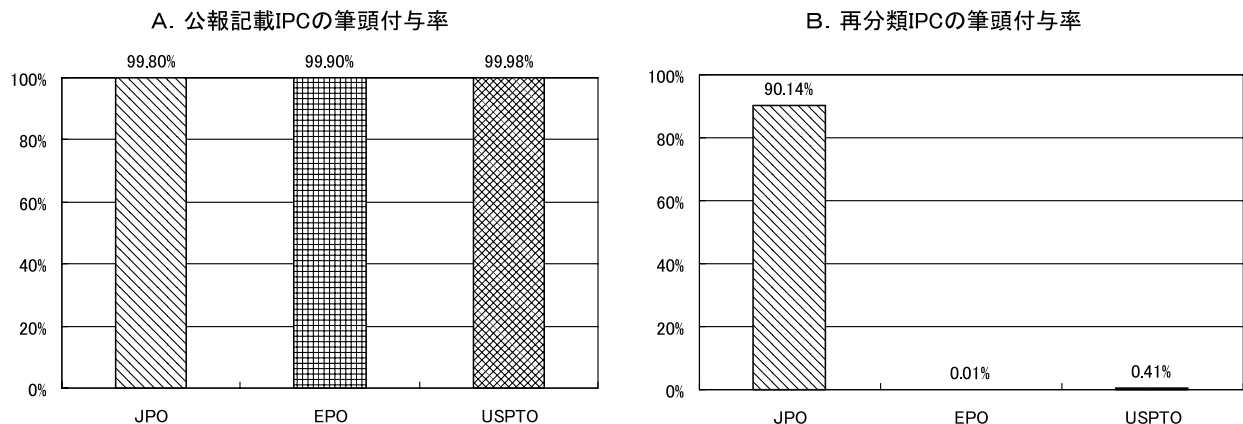


図2 三極特許庁の筆頭付与率 (A. 公報記載IPC/B. 再分類IPC)

Rシステム全体に大きな影響を及ぼす。

尚、この問題については、2008年11月5日に開催された三極特許庁ラウンドテーブルディスカッションにおいてEPOに問題提起した。

7. データ検証2：JPOの筆頭付与実態

三極特許庁のうち唯一付与されているJPO再分類データのうち、その筆頭情報は公報と再分類データとで変化している可能性があるとの意見があった。これを検証すべく、JPOの筆頭の付与実態について、二つのIPCが同時に付与される分野をピックアップし、どちらが筆頭になっているかを公報記載IPC（第7版）と再分類IPCとで比較した。

(1) 1年間の発行件数が多いプリンタ制御分野（B41J29/38, G06F3/12）の1996年～2005年の10年間に公開された公報に付与されたIPC（A），およびJPOが付与した再分類IPC（B）における筆頭付与状況を調査した。結果を図4に示す。

JPOは、「プリンタ制御」関連の特許に対して、公報発行時は、各年とも、筆頭分類がG06F3/12であることが多い（40～55%）が、B41J29/38が筆頭の場合もある（15～28%）。一方、JPOが同じ母集団に付与した再分類IPCデ

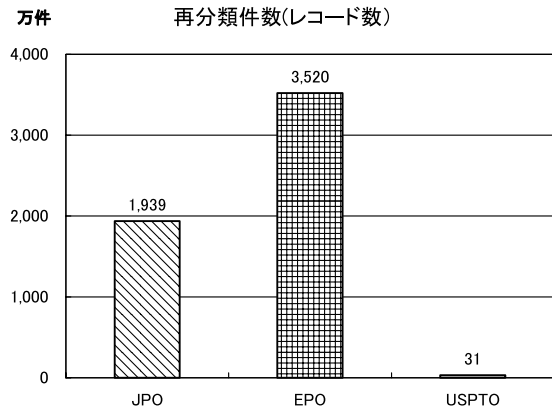


図3 三極特許庁の再分類コード数

ータでは、約90%の筆頭がB41J29/38となり、G06F3/12が筆頭となることはほとんどなく、残り約10%はそれ以外の分類であった（傾向の違う1999年～2001年の3年間を除く）。

(2) 同様の現象が他の技術分野でも発生するか検討するため、さらに13分野の2002年～2005年の4年間に発行された公開公報について、上記(1)と同様の解析を行った（検索協力：化学情報協会）。プリンタ制御分野を含めた計14分野の解析結果を図5に示す。

全てのケースにおいて、公報発行時には比較した2つのIPCは一定数筆頭として存在していたものの、再分類IPCにおいていずれか一方に偏る現象が見られた。これより、(1)で認めら

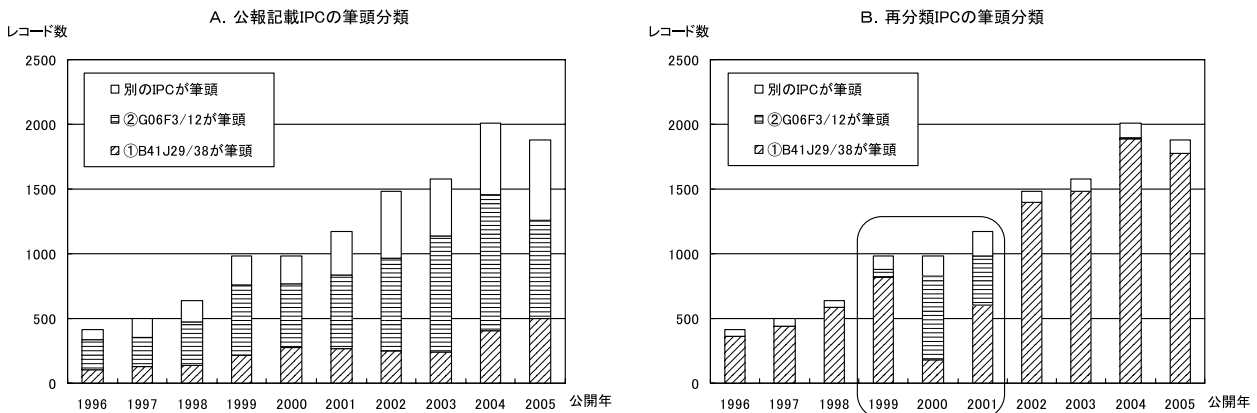


図4 プリンタ制御の筆頭分類 (A. 公報記載IPC/B. 再分類IPC)

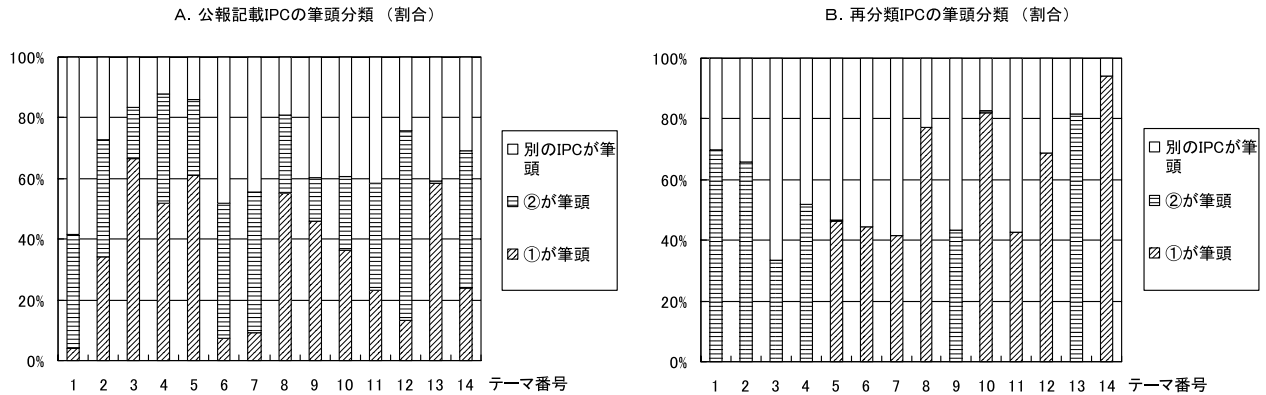


図5 14分野の筆頭分類 (A. 公報記載IPC/B. 再分類IPC)

れたIPCの筆頭が偏る現象は、特定の分野に限られないことが判明した。

以上の調査結果より、IPC-Rは、過去の公報データに再分類データが追加することで、IPCの版を考慮せず検索可能とする狙いがあったが、筆頭分類を検索および解析に用いた場合、筆頭付与の偏りにより正確な結果を得られない可能性が高いことがわかった。特に、検索集合を対象に再分類IPCの筆頭分類で統計解析を行いたいというニーズは高いと思われるが、正確な分析ができない可能性が高いため、公報記載IPCの筆頭分類を用いる必要があると考える。

尚、JPOに当データを提供し、再分類データに偏りが無いのか、また筆頭分類の手順に問題がないか、調査・検討を要望した。

8. データ検証3：三極の公報記載IPC、再分類IPCに関する分析

次に、一旦筆頭分類から離れ、IPC-Rになって検索上どのような効果をもたらしたかという切り口での二つのデータ検証の結果について報告する。

検証のための対象データは、PatentWeb¹²⁾からダウンロードした約118,800件の2005年EP公開を以下の条件で絞り込んだ10,593件(約1万件)とした。

① JP, EP, USの2005年公開公報をファミリ

ーに含む。

② 優先権がJP,EP,USのいずれかで、かつ優先権主張番号が一つである。

③ ファミリーメンバ数が30以内である。

8. 1 三極付与IPCに関する統計的分析

検証対象の約1万件について、①JP公報記載IPC、②EP公報記載IPC、③US公報記載IPC、④MCD再分類IPCをデータベースから取得し、付与個数やIPC記号の一致状況について調査した。

尚、使用したデータベースは、EPおよびUS公報記載IPCはSharesearch¹³⁾、JP公報記載IPCおよびMCD再分類データは東芝インハウスデータベースである。

(1) IPC付与個数

三極の公報記載IPC数を比較すると、図6に示すように、JPが最も多く、平均2.9個、次いでEPが1.8個、USが最も少なく1.4個となる。再分類(アドバンストに限定)のIPC数は平均5個で、JPを上回る。

IPCが一つしか付与されないものの割合では、JPでは1/4、EPでは1/2、USでは3/4、再分類では5%程度となる。

次に、三極の公報記載IPC数を筆頭分類のセクション別に見た結果を図7に示す。各庁とも

三極公報記載IPC数 vs 再分類IPC数 《平均》

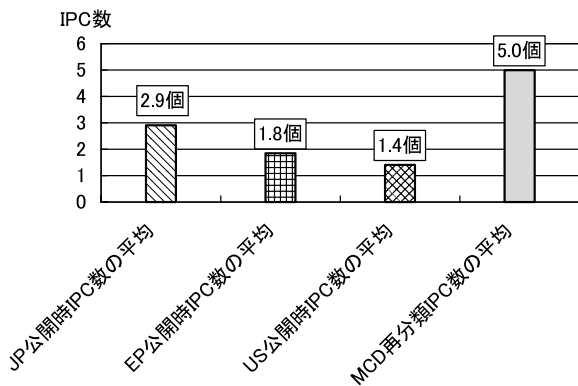


図6 IPC付与個数の比較

技術分野によりIPC数にばらつきがあること、序によってIPC数が多い分野、少ない分野の傾向が異なることがわかった。例えば、Cセクションは三極ともIPC数が多い分野だが、JPはAセクションが少なく、EPはDセクションが多い。USはD、Eセクションが少ないというのは各国特有の傾向と言える。

三極公開時筆頭IPCセクション別 IPC数 《平均で正規化》

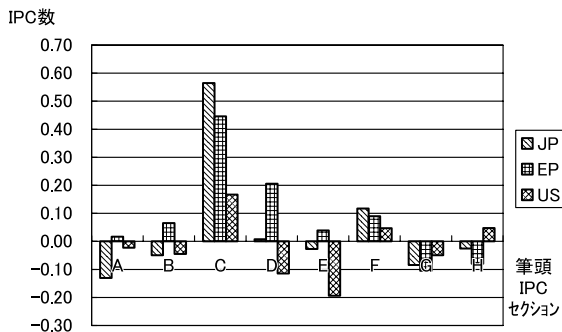


図7 三極筆頭IPCセクション別IPC数

三極公報記載IPC サブクラス一致状況

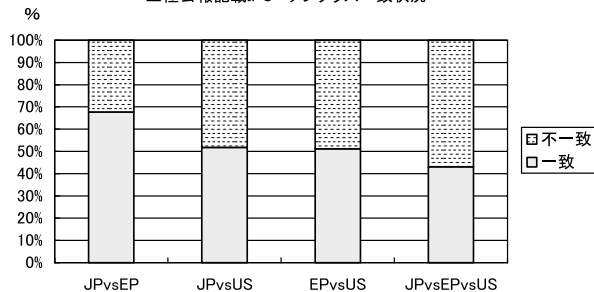


図8 三極IPCサブクラス一致状況

(2) IPC記号の一致状況

筆頭分類のサブクラスレベル（頭から4桁）での各序間の一致状況を見てみたところ、図8に示すように、二序間の一致率は、JPとEPでは68%、JPとUSでは52%、EPとUSでは51%、三序一致は43%であった。同じ発明に対しても序によって付与されるIPC記号はかなり異なる。

8.2 事例検討

対象データ約1万件の中から、11件をピックアップし、実際にどのようなIPCが付与されているか、個別に検討した。

手順としては、まず個々の発明について、三極の公報記載IPCとMCD最新IPC（アドバンスト）をesp@cenetで確認し、その上で、JPあるいはEP、USの各視点から、IPC-Rの検索上の効果について考察した。尚、対象データが2005年公開ということで、MCD最新IPCはバックファイルに対する再分類IPCデータがベースになっていると考えた。

11例ということだからかなりピンポイント的ではあるが、カテゴライズしてみると、表2のようにまとめられる。効果と言っても、プラスに作用するケースとマイナスに作用するケースがあることが確認できた。ここでは、二つの事例について

表2 IPC-Rの効果

ケース	該当数	
プラスに作用した例	・US公報段階で誤って付与された分類が再分類時には採用されず、適切な分類が適用された。	1
	・新規な技術に対応して新設された分類が再分類された。	1
	・JP公開段階で付与されなかった適切な分類がEPOIによって再分類された。	1
マイナスに作用した例	・JP公開段階で付与された適切な分類がEP、USにも適用されるので漏れが減る。 (EP、USの付与は不適切)	3
	・EPで付与された不適切な分類が、結果的にJP、USの検索の際にノイズを増やす。 ⇒US、EPの検索では漏れが減る。	2
その他	・JPはクレームに対応した分類を付与、EPはクレームに記載されない技術についても“発明分類”として付与。 ⇒広く検索したければプラス効果。発明技術に特定して検索したければマイナス効果。	2
	・適切な分類と不適切な分類が混在	1

表3 事例1 付与IPC

MCD最新IPC (アドバンスト/発明)	公報IPC			IPCの説明
	JP2005330332A	EP1598399A1	US2005288452A1	
C08L67/00	C08L67/00 (F)	C08L67/00		ポリエステル組成物
C08L67/02		C08L67/02 (F)		ジカルボン酸およびジヒドロキシ化合物から誘導されたポリエステル
C08L101/16	C08L101/16			不特定の高分子化合物の組成物>生物分解性高分子化合物
C08J5/18		C08J5/18		高分子成形体>フィルムまたはシートの製造
B32B27/36	B32B27/36			合成樹脂からなる積層体>ポリエステルからなる
			C08F8/00 (F)	(付加重合体)後処理による化学的変性
			C08F2/00	(付加重合体)方法;触媒

て具体的に説明する。

(1) 事例1 (プラス効果の事例)

事例1はポリエステル組成物に関する発明で、付与されたIPCは表3に示す。ポリエステルは縮重合で生成されるが、US公報記載の二つのIPC (C08F8/00, 2/00) は付加重合の分類で、明らかに誤りである。JPとEPのIPCは妥当であり、再分類では正しい分類のみが採用された。この事例では、IPC-R最新分類により正しい検索結果を得ることができ、JP, EP, USいずれの視点からも、プラスの効果をもたらす好例である。

(2) 事例2 (マイナス効果の事例)

事例2は建築部材に関する発明であり、付与されたIPCは表4に示す。JP公報記載のIPCは筆頭、その他二つとも適切な分類である。EP付与のIPCのうちE04B2/74は内容からして誤り、E04C2/38は不適切である。US付与のIPCは大雑把過ぎて、技術内容を特定できず、不適切である。この事例では、EPで付与された不適切な分類が再分類に引き継がれたために、IPC-R最新分類による検索ではノイズが増えると考えられる。但し、US, EPの視点から見ると、JPによる適切な分類での検索が可能になり、漏れが減ることも期待できる。

表4 事例2 付与IPC

MCD最新IPC (アドバンスト/発明)	公報IPC			IPCの説明
	JP2005083089A	EP1514973A2	US2005050826A1	
E04B2/56	E04B2/56			枠組又は柱組からなる壁
E04B2/00	E04B2/00			構造物の壁
E04B2/74		E04B2/74 (F)		移動自在な荷重を支持しない間仕切り
E04C2/38		E04C2/38		リップ又はフランジを有する構造要素
E04C2/42	E04C2/42 (F)			格子状の構造要素
			E04H1/00 (F)	居住又は事務目的の建築物

8.3 データ検証3のまとめ

三極特許庁により付与されるIPCは相互にかなり違うこと、MCD最新IPCは、基本的にこれら各庁付与のIPCを統合したものであることから、分類の付与数は多くなり、結果、検索ヒット件数が多くなる。その効果については、個々の事例で様々であるが、概して、漏れを少なくするメリットとノイズを増やすデメリットがあり、広めに検索したい場合に効果的である。

9. 結 論

IPC-Rのルールを記述したCONOPSを翻訳したことで、IPC-Rを正しく理解することができた。中でも、IPC-Rでは「筆頭分類は無くなった」というのは誤った認識であることがわかり、その後のデータ検証の重要な切り口となった。

データ検証1では三極の筆頭分類付与状況を調査したが、公報発行時には三極とも筆頭分類を付与しているものの、再分類時にはJPOのみ筆頭分類を付与し、EPOとUSPTOは殆ど付与していないことがわかった。

データ検証2ではJPOの筆頭分類付与実態を調査したが、公報発行時と再分類時では筆頭分類の傾向が異なること、再分類時に付与された筆頭分類には偏った傾向が見られることがわかった。

データ検証1および2により、IPC-Rにおいては、再分類時の筆頭分類に大きな問題があることがわかった。筆頭分類は、特に、解析時に活用されることが多い。IPC-Rになったことで、過去に発行された公報を含めて全期間を対象に、最新IPCの筆頭分類で解析できるようになることに対する期待は大きかった。しかしながら、現実にはそれは不可能であり、現状では、筆頭分類による解析は、公報記載IPCに限って有効であると言える。

各国合意の上で策定されたCONPOSにおいて、再分類時の筆頭の区別は義務であると明記されているのだから、EPO、USPTOはルールに従った運用をしていただきたい。また、JPOにおいても再分類時の筆頭分類の選択が適切かどうか検討していただくことを切望する。

データ検証3では、IPC-Rになって検索上どのような効果をもたらしたか調査、考察を行った。結果、MCD最新IPCあるいは再分類を用いることで、少なくとも従来よりも漏れの少ない検索ができる可能性があることがわかった。検索の際には、その特徴を理解し、それを意識した検索を行う必要がある。また同時に、利用するデータベースが、公報記載IPCやMCDデータをどのように蓄積し、どのような検索機能を有しているかを十分に確認しておくことも必要となる。

10. おわりに

最後に、IPC-Rは未だいくつかの問題を抱えているが、その基本理念は正しく、今後益々重要性を増すワールドワイドな特許調査において必要不可欠なものであると言わざるを得ない。各国特許庁、データベースベンダおよびユーザがそれぞれの立場で、IPC-Rが有効に機能するように努力し、特許検索における貴重な知的資産であるIPCを発展的に継続していくべきであると考えている。

末尾ながら、当小委員会の活動において白井裕一氏（2008年度知的財産情報検索委員会委員長）並びに今津均氏（同副委員長）に助言および情報提供等いただいた。また、社団法人化学情報協会殿にはINPADOCDB（STN）の検索を協力いただいた。この場を借りてお礼を申し上げたい。

尚、本稿は2008年度知的財産情報検索委員会第1小委員会第2WGメンバーである川本敦子（東芝、小委員長補佐）、植田菜摘（古河電気工

業)、大石明美(帝人知的財産センター)、柏瀬孝子(大林組)、五枚橋修(日立技術情報サービス)および鈴木直樹(神戸製鋼所)の執筆による。

注 記

- 1) リフォームドIPC (IPC-R)とは、2006年1月以降に発効した(する)国際特許分類(IPC: International Patent Classification)のこと。IPC8版のことを指して言う場合もあるが、正確にはIPC-RにIPC8版が含まれる。
- 2) Concept of Operations for The Reformed IPC (CONOPS)とは、IPC-Rの規則および運用について記述された文書。IPC加盟国はこのCONOPSに従ってIPCを運用する。
- 3) FIは、JPOの独自分類で、「File Index」のこと。
- 4) ECLAは、EPOの独自分類。
- 5) USPCはUSPTOの独自分類。
- 6) Fタームは、JPOの独自分類で、FIよりも細かく技術概念を分けている。
- 7) MCDとは、「Master Classification Database」のことで、IPC加盟国の特許文献の分類情報を蓄積し、データの一元管理を行うためのデータベース。
- 8) シンプルファミリーとは、全く同じ優先権主張番号に基づく出願群のこと。
- 9) マシンコンコーダンスとは、対照表に基づいて自動的に記号を変換するツール。
- 10) STN (the Scientific and Technical Information

Network)は、米国Chemical Abstracts Service、ドイツFIZ-Karlsruheおよび日本の化学情報協会が提供する科学技術分野のオンライン情報サービス。

- 11) INPADOCDBとは、STN上に搭載されたINPADOCデータベースの名称。INPADOCはEPOが提供するパテントファミリー情報を蓄積するデータベース。
- 12) PatentWebは、トムソン・ロイターが提供する特許データベースサービス。
- 13) Shareresearchは、日立製作所が提供する特許データベースサービス。

参考文献

- a) Concept of operations for the reformed IPC (“CONOPS”), IPC/CE/36/11 Annex, February 2005
<http://www.wipo.int/export/sites/www/classifications/ipc/en/reform/conops.pdf>
- b) 特許庁調整課審査企画室, IPC第8版(2006)の概要について, 平成18年1月, http://www.jpo.go.jp/shiryu/s_sonota/kokusai_t/pdf/ipc8/ipc8_summary.pdf
- c) 丸山高政, 変革する国際特許分類と日本の貢献, tokugikon, no.248, pp.11~20, 平成20年1月30日
- d) 丸山高政, IPC第8版以降の国際特許分類, 情報管理, Vol.49 No.7, pp.359~370, 平成18年10月

(原稿受領日 2009年5月14日)